

議案第 10 号

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

岩倉市長 久保田 桂朗

地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岩倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条第1項中「少ないもの」を「少ない者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第14条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。）について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の在職期間における報酬（市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

第18条の見出しを「(規則への委任)」に改め、同条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。